

# 阿蘇の森林を 持続させるために

森林には、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給等の様々な公益的機能があります。これらの機能の発揮のためには、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用が重要です。このことから、伐採後には、「速やかな再生林による森林の再生」にご協力をお願いします。

## 森林を皆伐する森林所有者・伐採事業者の方へ

森林を持続させるために、皆伐したら再生林を行いましょ。再生林を計画的に実施するため、次の1と2の確認をお願いします。

### 1. 伐採する森林の区域、種類を確認しましょう

森林経営計画の対象森林の場合、各種補助制度が活用できます。



確認は、森林が所在する市町村または、阿蘇地域で森林経営計画を樹立している事業者をお願いします。確認するには位置図や森林所有者等の情報が必要です。

保安林の場合、伐採や再生林のための手続きが異なっており、植える樹種・本数等に制限がある場合があります。



確認は、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課でお願いします。確認するには該当森林の地番等の情報が必要です。

### 2. 造林を依頼する事業者と連絡調整を行いましょ

補助制度ごとに採択基準があり、また、再生林のための人員を確保する必要がありますので、伐採前に事業者にご相談しましょ。

再生林の費用や期間の算定に必要ですので、現地の状況（枝や残材が山にどれだけ放置されるか、材の搬出方法など）についても、併せて相談をお願いします。

ご自身で再生林を行い、補助金の申請のみを事業者にご依頼することもできます。申請時期がありますので、伐採前に事業者にご相談しましょ。

阿蘇管内の市町村では、皆伐に係る「伐採及び伐採後の造林の届出」が提出された時には、森林法等に基づき再生林の方法や時期について確認を行うとともに、提出者に対して情報提供等必要に応じた支援を行うこととしています。

「阿蘇地域における再生林推進のためのガイドライン」を定めています

発行

阿蘇地域林業担い手対策協議会  
(熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課内)  
〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 2402

TEL 0967-22-2312



# 森林の立木を伐採する時は市町村に「届け出」が必要です。

- ・ 立ち木を伐採するときは、事前に「①伐採及び伐採後の造林の届出」
- ・ 伐採が完了したときは、「②伐採に係る森林の状況報告」
- ・ 造林が完了したときは「③伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出することが森林法で義務づけられています。

※保安林の場合や、森林経営計画に基づき伐採する場合は、別の手続きが必要になります。

## 届出や報告はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

### ①伐採及び伐採後の造林の届出

(森林法第10条の8第1項)

これらの届出等は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

### ②伐採に係る森林の状況報告

(森林法第10条の8第2項)

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。転用する面積が1haを越える場合は別途県への許可申請が必要です。

### ③伐採後の造林に係る森林の状況報告

(森林法第10条の8第2項)

(森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合は、面積が0.5haを超えるものは別途県への許可申請が必要です。)

## 誰が提出するの？

森林所有者・立木を買い受けた方・森林所有者から森林の経営の委託を受けた方などです。

例えば・・・

■自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合

■伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合

→ 森林所有者、経営の委託を受けた方

→ 森林所有者と立木を買い受けた方の連名で、立木を買い受けた方が提出

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、森林所有者や経営の委託を受けた方が提出します。

## 提出のタイミングは？

### ①伐採及び伐採後の造林の届出

伐採を始める90日から30日前まで



### ②伐採に係る森林の状況報告

伐採を完了した日から30日以内



### ③伐採後の造林に係る森林の状況報告

造林を完了した日から30日以内



## 提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村  
林務担当窓口です。

## 提出しないとどうなるの？

森林法の規定により罰金が科されることがあります。

■伐採及び伐採後の造林の届出

100万円以下の罰金(森林法第208条)

■伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告

30万円以下の罰金(森林法第210条)

※詳細については、お近くの市町村へお問い合わせください。



## 阿蘇地域における再造林推進のためのガイドライン

### 1. 再造林推進のためのガイドラインの取り決め

阿蘇地域における資源の循環利用の推進を図るため、主伐後の再造林の推進を徹底することとし、阿蘇地域林業担い手対策協議会委員は、「熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」に基づき、次のとおり「阿蘇地域における再造林推進のためのガイドライン」を取り決める。

### 2. 森林所有者等の行動指針

皆伐を実施する森林所有者等（委任された伐採事業者を含む。以下、同じ。）のうち、造林事業者（森林所有者等に依頼されて造林を行う者。以下、同じ。）に依頼して再造林を実施しようとする森林所有者等は、速やかな再造林実施のために、できる限り早く、必要な情報（森林経営計画作成及び保安林指定の有無、植栽樹種、植栽本数等）を整理・提供し、造林事業者の合意を得るものとする。

なお、再造林に影響を与える林地残材、枝条、搬出路の取り扱いについても併せて協議するものとする。

### 3. 造林事業者の行動指針

造林事業者は、森林所有者等から再造林の依頼があった場合は、再造林時期や苗木と人員の確保の見込み、補助金の割当予算等を検討のうえ、実施の可否について速やかに判断を行うものとする。

なお、自社における再造林の実施が困難な場合には、他の事業体と調整を図ることとし、調整が不調の場合、森林所有者等に対して、伐採時期の変更等について申し入れを行うものとする。

### 4. 市町村の行動指針

市町村は、森林所有者等から皆伐に係る「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出があった場合、再造林の実施予定者、実施方法、時期等を確認し、森林所有者等が造林事業者に依頼することが明らかな場合は、造林事業者に対して合意の確認を行うものとする。

なお、造林事業者との合意が認められない場合には、合意を得よう森林所有者等へ協力を要請するものとする。

また、皆伐に係る伐採届の提出箇所が、森林経営計画の認定範囲であった場合には、必要に応じ、当該計画認定者に情報を提供するものとする。

併せて、必要に応じ、可能な範囲で森林所有者、伐採事業者、造林事業者へ森林経営計画、市町村特定間伐等促進計画等の情報提供をものとする。

### 5. 阿蘇地域林業担い手対策協議会の行動指針

阿蘇地域林業担い手対策協議会は、再造林を進めるために、阿蘇地域で伐採や造林を行う委員以外の者に対して、積極的にガイドラインの趣旨の周知に努めるとともに、必要に応じて関係団体への申し入れ等の行動を行うものとする。